

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A (注釈)	(参考) 3年度の人件費率
4年度	279,985人	135,845,720千円	5,809,780千円	18,559,350千円	13.7%	13.6%

注釈：人件費率（B/A）は人件費（B）を歳出額（A）で割った値である。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A (注釈 1)	給与費				(参考)一 人当たり 給与費 B/A (注釈 3)	(参考) 特別区平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当 (注釈 2)	期末・勤勉手 当	計 B		
4年度	1,767人	6,466,727千円	2,423,074千円	3,079,259千円	11,969,060千円	6,774千円	6,538千円

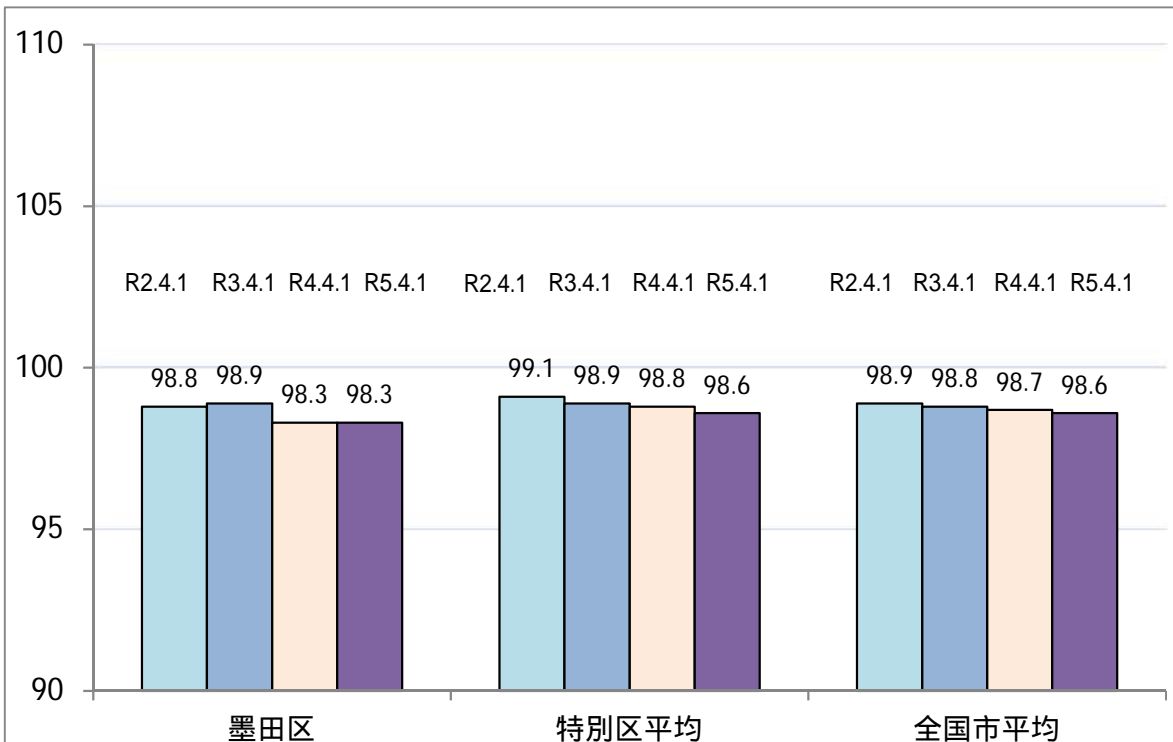
注釈 1：職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

注釈 2：職員手当には退職手当を含まない。

注釈 3：一人当たり給与費（B/A）は、給与費合計（B）を職員数（A）で割った値である。

注釈 4：給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注釈 1：ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

注釈 2：() 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告					給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A (注釈 1)	公務員給与 B (注釈 1)	較差 A-B (注釈 2)	較差 A/B (注釈 3)	勧告(改定率)		
5年度	383,184 円	379,462 円	3,722 円	100.981 %	0.98%	0.98%	1.1%

注釈 1：民間給与、公務員給与は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレズ指数と比較した平均給与月額である。

注釈 2：較差 (A-B) は、民間給与 (A) から公務員給与 (B) を引いた値である。

注釈 3：較差 (A/B) は、民間給与 (A) を公務員給与 (B) で割った値である。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A (注釈 1)	公務員の支給月数 B (注釈 2)	較差 A-B (注釈 3)	勧告 (改定月数)		
5年度	4.64 月	4.55 月	0.09 月	0.1 月	4.65 月	4.50 月

注釈 1：民間の支給割合は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合である。

注釈 2：公務員の支給月数は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

注釈 3：較差 (A-B) は、民間の支給割合 (A) から公務員の支給月数 (B) を引いた値である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

ア 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成 27 年 4 月 1 日

(内容)人事委員会勧告(平成 27 年 4 月 1 日から地域手当の支給割合を 2% 引上げ 20% とすることに伴う給料月額引下げ)を踏まえ、一般行政職(事務・福祉・一般技術)の給料表について、平均 1.7% 引下げ。若年層については、国との初任給の均衡及び人材確保の観点から、引下げを緩和。なお、経過措置(現給保障等)は行わない。

他の給料表については、一般行政職給料表と同様に、人事委員会勧告を踏まえた見直し(技能・労務職の給料表は、一般行政職給料表との均衡を踏まえた見直し)を実施。

イ 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 20%に対し、墨田区においても20%を支給。
（実施時期）平成27年4月1日より実施。（国と異なり単年度で実施し、経過措置は設けない。）

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28年度から令和5年度 までの支給割合
		4月1日 時点	遡及 改定後	
国基準による 支給割合	18%	18%	18.5%	20%
墨田区の 支給割合	18%	20%	20%	20%

その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国の改正を踏まえた見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額 (注釈1)	平均給与月額 (注釈2)	平均給与月額 (国比較ベース) (注釈2)
墨田区	40.8歳	307,528円	419,237円	387,059円
東京都	42.4歳	316,277円	451,385円	398,074円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	404,015円
特別区	40.2歳	297,057円	420,681円	373,138円

イ 技能労務職

区分	公務員					民間(注釈3)			参考 A / B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料 月額 (注釈1)	平均給与 月額A (注釈2)	平均給与月額 (国比較ベース) (注釈2)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額B	
墨田区	54.8	128	296,873円	391,414円	365,251円	-	-	-	-
内 訳	うち清掃 職員	82	303,529円	407,645円	374,239円	廃棄物処 理業	47.3歳	310,800円	1.31
	うち学校 給食員	0	-	-	-	飲食物調 理従事者	44.7歳	254,300円	-
	うちその他 調理	0	-	-	-				-
	うち守衛	5	281,040円	377,798円	347,808円	警備員	51.0歳	255,600円	1.48
	うち用務員	20	282,080円	347,458円	339,216円	他に分類 されない 運搬・清 掃・包装 等従事者	49.1歳	241,700円	1.44
	うち自動車 運転手	2	302,500円	369,988円	363,000円	乗用自動 車運転者	58.5歳	251,000円	1.47
うちその他	19	287,289円	373,472円	358,695円	-	-	-	-	
東京都	50.5	1,241	287,646円	388,055円	354,902円	-	-	-	-
国(注釈3)	51.2	1,941	286,942円	-	329,178円	-	-	-	-
特別区	53.8	238	288,690円	385,783円	354,482円	-	-	-	-

区分		参考（注釈４）		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員C	民間D	C / D
墨田区		-	-	-
内 訳	うち清掃職員	6,608,532 円	4,321,100 円	1.53
	うち学校給食員	-	3,351,700 円	-
	うちその他調理	-		-
	うち守衛	5,927,461 円	3,410,400 円	1.74
	うち用務員	5,626,631 円	3,253,900 円	1.73
	うち自動車運転手	6,142,548 円	3,278,300 円	1.87
	うちその他	6,140,420 円	-	-

ウ 幼稚園教諭

区分	平均年齢	平均給料月額 （注釈１）	平均給与月額 （注釈２）
墨田区	35.7 歳	305,533 円	406,962 円
東京都	40.0 歳	337,727 円	437,064 円
特別区	38.0 歳	329,021 円	441,201 円

注釈１：平均給料月額とは、５年４月１日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

注釈２：平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、平均給与月額（国比較ベース）は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

注釈３：民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているものである。従って、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、必ずしも年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

注釈４：年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（２）職員の初任給の状況（５年４月１日現在）

区分		墨田区	東京都	国
一般行政職	大学卒	188,200 円	187,900 円	185,200 円
	高校卒	152,100 円	152,200 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	147,500 円	149,600 円	データなし
幼稚園教諭	大学卒	199,500 円	201,900 円	データなし
	短大卒	182,500 円	155,600 円	データなし

注釈：技能労務職の初任給は職種により異なる。

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（５年４月１日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	266,863 円	359,893 円	404,700 円	406,535 円
	高校卒	243,900 円	286,950 円	213,350 円	384,165 円
技能労務職	高校卒	242,150 円	-	274,150 円	291,925 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

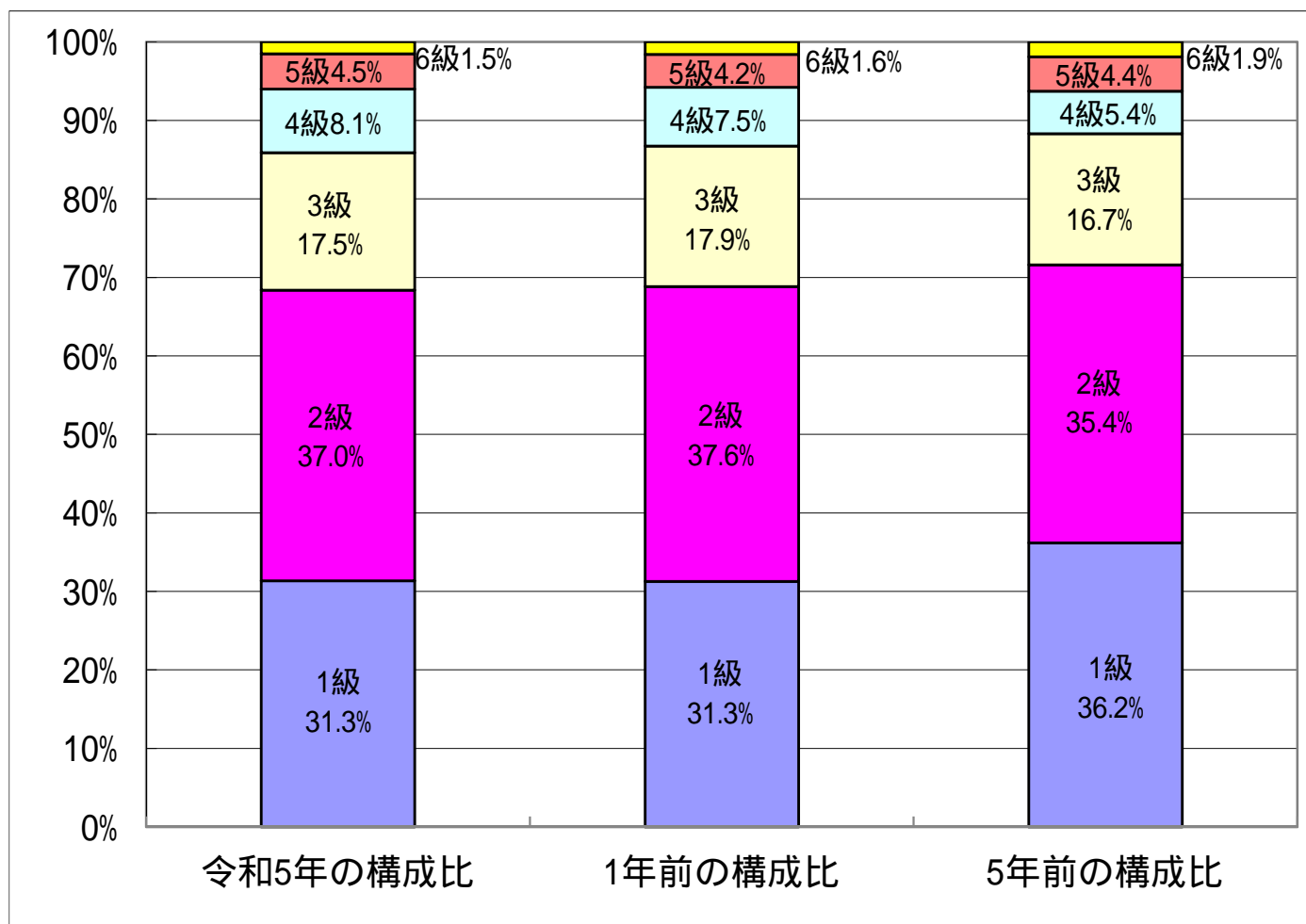
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容 (注釈1)	職員数 (注釈2)	構成比 (注釈3)	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	係員	385人	31.3%	147,500円	321,900円
2級	主任	456人	37.0%	200,500円	355,500円
3級	係長または主査	216人	17.5%	228,500円	404,400円
4級	課長補佐	100人	8.1%	254,300円	426,300円
5級	課長	55人	4.5%	283,900円	452,100円
6級	部長	19人	1.5%	368,900円	512,600円
計		1,231人	100.0%		

注釈1：墨田区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

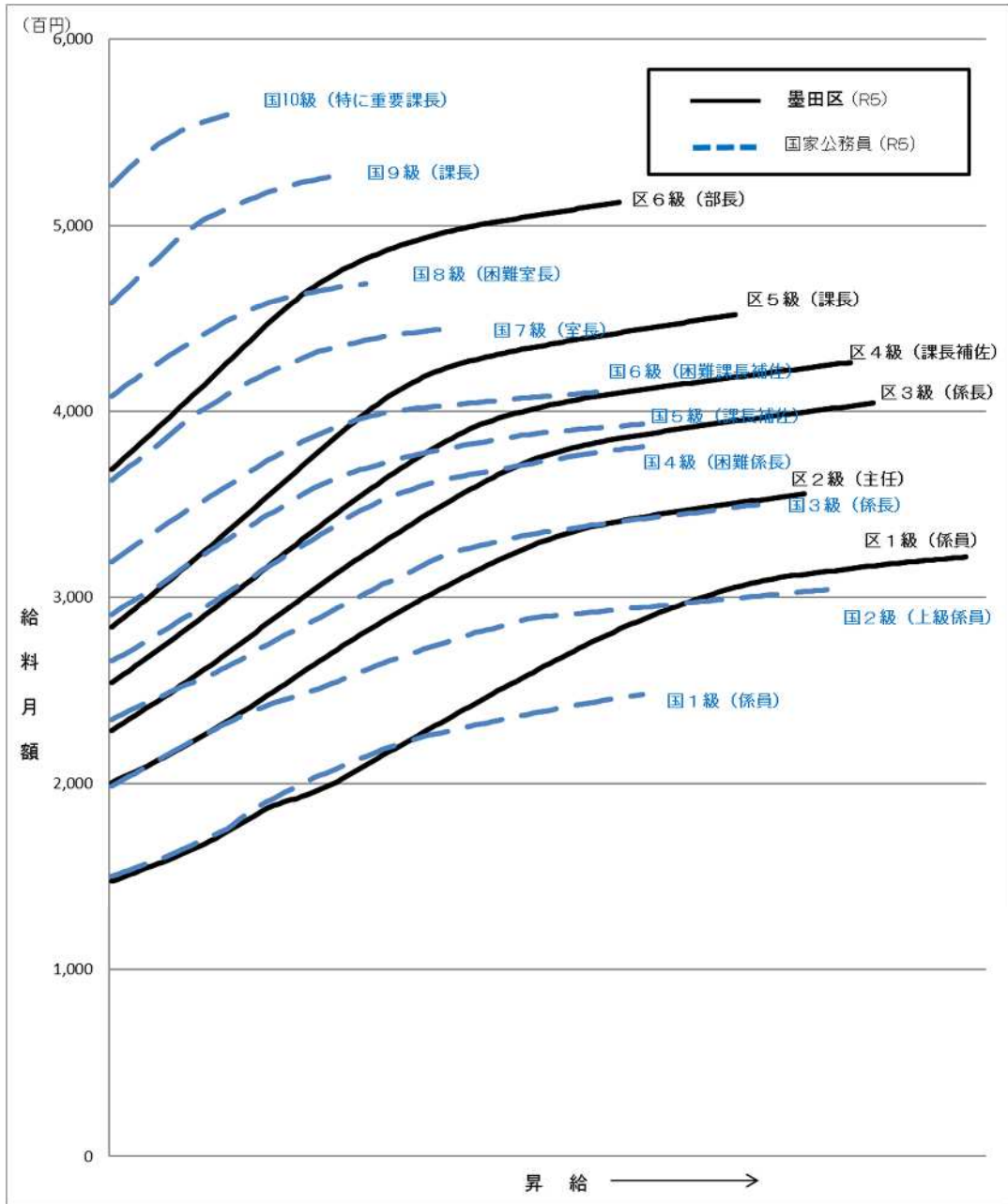
注釈2：標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

注釈3：構成比は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。



注釈：平成30年4月に人事制度を改正し、従来の8層制から6層制へ変更となっている。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を実施した				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

区分	4年度	5年度
職員数 A	1,065人	1,082人
勤務成績の区分が「特に良好」または「極めて良好」に決定された職員数 B（注釈1・2）	308人	309人
比率 B/A（注釈3）	28.9%	28.5%

注釈1：勤務成績の区分が「良好」の職員は4号、「特に良好」の職員は5号または4号、「極めて良好」の職員は7号または5号が付与される。表の人数は、勤務成績区分が「特に良好」または「極めて良好」に決定された職員のうち、7号または5号を付与された人数である。

注釈2：比率(B/A)は、勤務成績の区分が「特に良好」または「極めて良好」に決定された職員数(B)を職員数(A)で割った値である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

		墨田区	東京都	国
1人当たり平均支給額（4年度）		1,662千円	1,844千円	データなし
4年度支給割合（注釈）	期末手当	2.40月分（1.35）月分	2.40月分（1.35）月分	2.40月分（1.35）月分
	勤勉手当	2.15月分（1.05）月分	2.15月分（1.05）月分	2.00月分（0.95）月分
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）		<ul style="list-style-type: none"> ・職務段階別加算 5%から20% ・管理職加算 15%から20% 	<ul style="list-style-type: none"> ・職務段階別加算 3%から20% ・管理職加算 15%から25% 	<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5%から20% ・管理職加算 10%から25%

注釈：（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用した				
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

* 前年1年間の勤務実績による勤務評定結果をもとに5段階の成績段階を設定し、成績段階に応じた割合の勤勉手当を支給している。

(1) 管理職以外の職員

成績段階	支給割合	一律拋出割合		
		係長級職員	主任	係員
最上位	*支給の都度、区長が定める	10000分の150	10000分の100	10000分の50
上位	*支給の都度、区長が定める	10000分の150	10000分の100	10000分の50
中位	10000分の10000	10000分の150	10000分の100	10000分の50
下位	10000分の9800	10000分の150	10000分の100	10000分の50
最下位	10000分の9600	10000分の150	10000分の100	10000分の50

*最上位と上位は、一律拋出割合により拋出した額、下位・最下位から拋出した額、扶養手当相当額を原資として、一定の比率で上位・最上位に配分した額をもって支給割合を決定する。

(2) 管理職

成績段階	支給割合	一律拋出割合
		管理職
最上位	*支給の都度、区長が定める	10000分の400
上位	*支給の都度、区長が定める	10000分の400
中位	10000分の10000	10000分の400
下位	10000分の9800	10000分の400
最下位	10000分の9600	10000分の400

*最上位と上位は、一律拋出割合により拋出した額、下位・最下位から拋出した額、扶養手当相当額を原資として、一定の比率で上位・最上位に配分した額をもって支給割合を決定する。

(2) 退職手当（5年4月1日現在）

(支給率)	墨田区		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額（注釈1）	1,543千円	20,756千円	データなし	データなし
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	

注釈1：退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		1,413,138千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		718,789円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20.0%	1,900人	20.0%

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	23,736千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	142,989円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	8.4%
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保健衛生業務手当	保健センター、保健予防課、保健計画課に勤務するもの	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)に規定する1類感染症及びこれらに準じる感染症の患者当に接触する業務に従事したもの 2 法に規定する2類感染症（結核を除く。）及びこれらに準ずる感染症の患者等に接触する業務に従事したもの 3 法に規定する結核患者等に接触する業務に従事したもの 4 新型コロナウイルス感染症の患者等が宿泊する施設内その他区長が認める場所において、当該患者等に接触し、又は接して行う業務に従事したもの	1 1類 日額720円 2 2類 日額340円 3 結核 日額210円 4 新型コロナ特例 日額3,000円
福祉現業手当	生活福祉課、障害者福祉課、高齢者福祉課等に勤務するもの	1 福祉に関する事務所に勤務するもので、生活保護法等に基づき訪問員又は指導員として家庭等を訪問したもの 2 福祉に関する事務所に勤務するもので、生活保護法等に基づき面接員として面接業務に従事したもの 3 児童相談所に勤務するもので、児童福祉法に基づく児童の一時保護に係る業務に従事したもの 4 児童相談所に勤務するもので、児童福祉法に基づく家庭訪問、指導、相談等に係る業務に従事したもの	1 訪問員又は指導員 日額420円 2 面接員 日額300円 3 一時保護業務 日額1,470円 4 相談業務 日額950円
清掃業務従事職員 特殊勤務手当	清掃事務所に勤務するもの	清掃事務所に勤務する職員で、廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事したもの	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	336,885千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	180千円
支給実績（3年度決算）	428,336千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	229千円

* 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,000 円 子 9,000 円 その他の扶養親族1人につき 6,000 円 16歳から22歳の子1人につき 4,000 円加算	異なる	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 その他の扶養親族1人につき 6,500 円 16歳から22歳の子1人につき 5,000 円加算	117,375 千円	198,603 円
住居手当	賃家(家賃 27,000 円以上に限る) に居住している世帯主である職員 27歳まで 27,000 円 28歳から32歳まで 17,600 円 上記以外の者 8,300 円	異なる	支給要件(家賃 16,000 円 以上)、年齢区分の有無、 支給形態(28,000 円を限度 とする実費相当額)	73,850 千円	175,834 円
通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用者 運賃相当額(6箇月定期券、支給 限度額 月額 55,000 円)	異なる	交通用具利用者の単価	250,805 千円	158,037 円
管理職手当	部長 127,600 円 重要困難課長 101,500 円 課長 92,300 円 幼稚園園長 89,600 円 幼稚園副園長 64,700 円	異なる	俸給表別、職務の級別、 俸給の特別調整額の区分 別に定められた額を支給	105,358 千円	1,225,082 円
休日勤務手当・ 夜勤手当	休日勤務手当は勤務1時間あたりの 給与額×100分の135 夜勤手当は勤務1時間あたりの給 与額×100分の25	同じ		46,266 千円	79,222 円
管理職員特別 勤務手当	管理職が週休日又は休日に勤務した 場合 8,000 円から 18,000 円	異なる	6,000 円から 18,000 円	33 千円	16,500 円
初任給調整手 当	医師、歯科医師に支給 118,000 円から 268,500 円	異なる	414,800 円以内	9,065 千円	3,021,657 円
宿日直手当	宿日直勤務に支給 4,600 円から 9,200 円	異なる	4,400 円から 21,000 円	4,383 千円	60,042 円

5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

給料

役職	給料月額等	
	墨田区	(参考)特別区における最高/最低額
区長	1,131,000 円	1,286,000 円 / 912,000 円
副区長	913,000 円	1,027,000 円 / 808,300 円

報酬

役職	報酬月額等	
	墨田区	(参考)特別区における最高/最低額
議長	913,000 円	956,000 円 / 856,000 円
副議長	784,000 円	809,000 円 / 756,100 円
議員	607,000 円	621,000 円 / 589,000 円

期末手当

役職	4年度支給割合
区長 副区長	3.64 月分
議長 副議長 議員	3.64 月分

退職手当

役職	算定方式	1期の手当額(注釈)	支給時期
区長	$1,131,000 \times 3.4$ (支給割合) \times 在職年数	15,381,600 円	在職期間毎
副区長	$913,000 \times 2.7$ (支給割合) \times 在職年数	9,860,400 円	在職期間毎

注釈：1期(1期=4年)の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給割合に基づき計算した退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

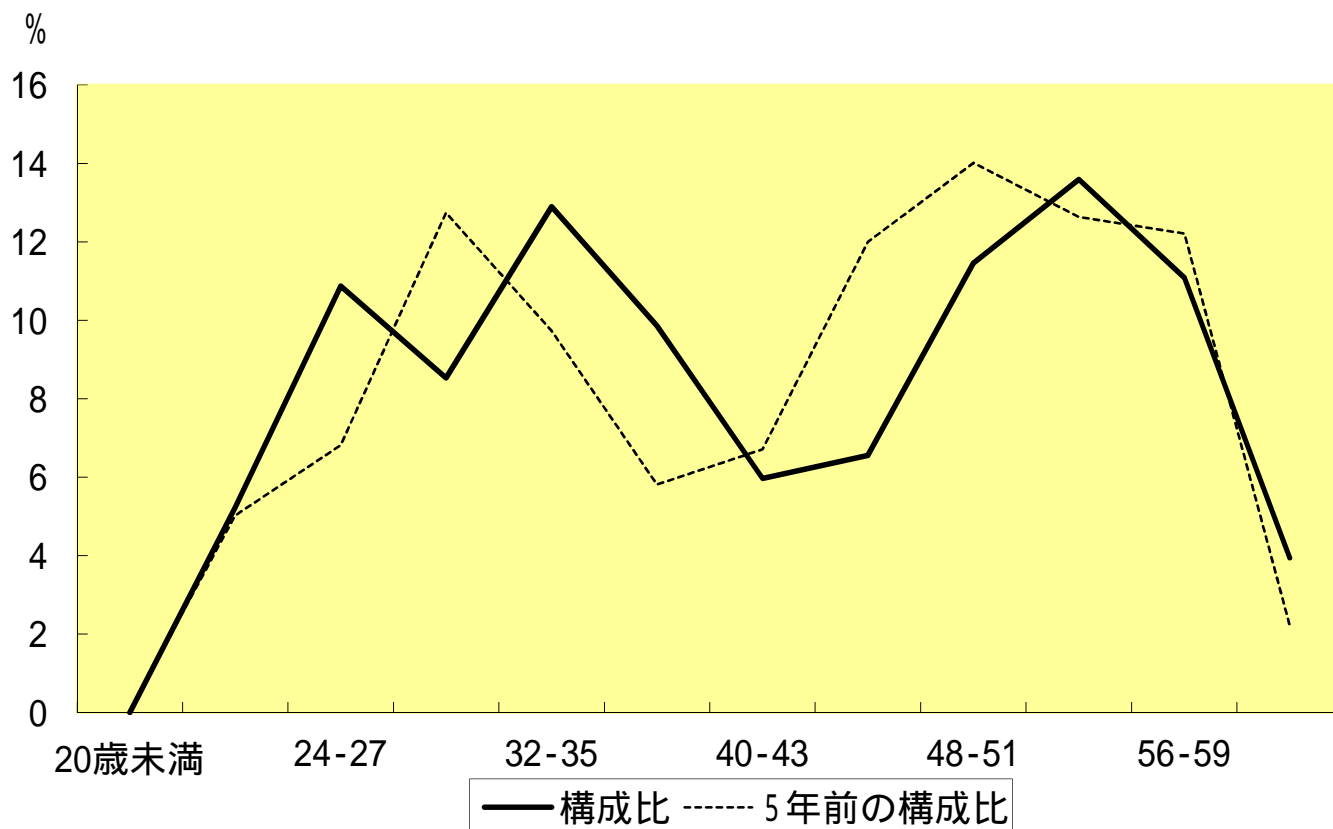
(各年4月1日現在)

				区分			
				職員数(注釈1)		対前年 増減数	主な増減理由
				令和4年	令和5年		
部門	普通会計 部門	一般行政 部門	民生関係	679	681	+2	「すみだ型共生社会」の実現に向けた各種取組等 組織改正等 新保健施設の開設準備等
			総務関係	377	393	+16	
			その他	598	602	+4	
		計	1,654	1,676	+22	参考 人口1万当たりの職員数 59.41人 (特別区の人口1万当たりの職員数 57.67人)	
		教育部門	113	115	+2	教育センターの開設準備等	
	消防部門	0	0	0			
	小計	1,767	1,791	+24	参考 人口1万当たりの職員数 63.50人 (特別区の人口1万当たりの職員数 63.80人)		
	公営企業等 会計部門	国民健康保険	49	49	0		
		介護保険	44	44	0		
		後期高齢者医療	15	15	0		
小計		109	109	±0			
合計(注釈2)				1,876	1,900	+24	
				[1,865]	[1,862]	-3	

注釈1：職員数は一般職に属する職員数である。

注釈2：[]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
人数	0人	112人	202人	169人	229人	207人	129人	93人	207人	236人	233人	83人	1,900人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,652	1,660	1,649	1,654	1,676	+24(1.45%)
教育	118	118	119	113	115	-3(-2.54%)
消防						
普通会計計	1,770	1,778	1,768	1,767	1,791	+21(1.19%)
公営企業等会計計	108	108	108	109	109	+1(0.93%)
総合計	1,878	1,886	1,876	1,876	1,900	+22(1.17%)